

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:国立国会図書館

I. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.1%
全職員	78.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	101.4%
本省課室長相当職	96.7%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	98.1%
係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.6%
31～35年	89.0%
26～30年	87.7%
21～25年	93.4%
16～20年	83.4%
11～15年	89.2%
6～10年	91.6%
1～5年	98.0%

【説明欄】

- ・職員数について、一か月の勤務日数を常勤職員の一か月の所定勤務日数で除することにより換算した数を使用した。
- ・給与の男女の差異が生じている主な要因として、扶養手当を男性に支給する場合が多いことや、男性の方が超過勤務を行う可能性の高い業務に従事する割合が高く、超過勤務手当の支給額が多いことが挙げられる。
- ・勤続年数16～20年には、指定職以上の中途採用の男性が含まれる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当(特別給料表の適用を受ける職員及び指定職給料表の適用を受ける職員)、本省課室長相当職(行政職給料表(-)7級から10級相当職の職員)、地方機関課長・本省課長補佐相当職(同給料表5級及び6級相当職の職員)、係長相当職(同給料表3級及び4級相当職の職員)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 地方公共団体からの出向者は、出向前の勤続期間を含まない。